

令和3年度福島地方最低賃金審議会 第4回専門部会議事要旨

1 日時 令和3年8月3日(火) 13:30~16:10

2 場所 福島合同庁舎4階会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

(1) 金額審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 労働者側委員から「これまで3回の専門部会を経て今年度の最低賃金に対する考え方、金額の根拠等について真摯に検討、審議を行ってきた。最低賃金の大幅な引き上げについては労使の問題とすることなく、中小企業が賃上げしやすい環境づくりの支援策等について労使一体となり行政等へ求めていくべきではないかと考えている。更なる歩み寄りについて検討したが、約11万筆の最低賃金の引き上げを求める署名、支えがあり、これまで審議してきた内容、主張等を総合的に判断した結果、労働側として最大限歩み寄りのできる金額として28円引き上げの828円を提示したい」との主張があった。
- ・ 使用者側委員から「福島県経済4団体としては現状維持という意見を公表したところであるが、我々最低賃金審議会の委員としては、第4表をもとにした3円アップまではやむを得ないのではないかと考えている。3円アップとして803円の場合、賃金の実態調査における影響率は全体で9.0%、9人以下だと10.9%、特に会津では16.6%、若年層で14.6%であり非常に厳しい数字である。これが28円まで上がると、影響率は全体で13.7%、29人以下でも13.0%、特に会津は22.4%と5人に1人が影響を受けることになる。18~19歳では24.8%と4人に1人が影響を受けることになり影響が非常に大きいと感じている。コロナの影響で雇用を如何にするかというときに、厳しい状況になってくるのではないかと考えている。目安自体納得していないところもあり、28円であれば反対せざるを得ない。よって、3円引き上げの803円に変わりなし。」との意見が

出された。

- ・ 労働者側委員及び使用者側委員の意見が一致しないことから、「目安の基本的な考え方については、平成 12 年全員協議会報告にあるように、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであって地賃の審議決定を拘束するものではなく、また、目安を参考としつつ、賃上げの実施状況等の地域の実情を踏まえ、実態に即した自主的な判断をすることである。公益委員としては当審議会もこれに従っていると考えている。そのほか、平成 19 年全員協議会報告では全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、円滑な審議のために目安は重要な役割を果たしているとあり、これらの目安制度の考え方を踏まえた上で、目安額が妥当だと判断した 3 つの理由を申し上げる。1、目安額を使わない場合、地域間の格差や他の地域とのバランスを欠く可能性が出てくると考えられること。2、地域の実情について、公益側としては福島県の状況が全国と比べて極端に悪い、あるいは極端に良いとは考えておらず、目安額にプラス、マイナスする要素はなく、目安額相当だと考えられること。また、影響率についても、全国と比べて福島県が極端に悪いという数字ではないこと。3、諮問文に「経済財政運営と改革の基本方針 2021 及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した」という文言があり、審議会の公益委員の立場としてはこれをもとに審議せざるを得ないこと。以上により現行最低賃金 800 円を 28 円引き上げて 828 円とする。」との公益委員見解が示され、採決が行われた。
- ・ 採決した結果、賛成 5 名で採択されたことから、専門部会長から会長あての報告書が作成された。